

資料編

1 用語の解説

【あ】

●大磯町環境基本条例

環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の安全で健康かつ快適な文化的生活の確保に寄与することを目的とする町の条例。

●大磯町まちづくり条例

大磯らしさを守り育むために、大磯らしさを表すまちづくり基本計画の策定、町民の主体的なまちづくり、開発事業の手続、都市計画法及び建築基準法の委任事項などについて、基本的な仕組みやルールを定めた町の条例。

●大磯町まちづくり審議会

大磯町まちづくり条例の第3章に規定される、町長の附属機関。学識経験者、町民で構成され、同条例の適切な運用、公正で中立な立場からのまちづくりの審査等及び町民等のまちづくり活動の支援を行う。

【か】

●街区公園

主として街区内外に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園で、誘致距離250mの範囲内で1か所当たり面積0.25haを標準として配置する。以前は児童公園と呼ばれていた。

●幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受け持つ道路。主要幹線道路、都市幹線道路、補助幹線道路に大別される。

●急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で定義される区域で、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度30度以上の土地）で、周辺住民に危害が生ずるおそれのある土地として、知事が指定する区域。

●狭い道路

幅員4m未満の道路の総称であり、災害時における消防・救急車両等の通行のためには拡幅対策が急務とされ、その後退用地部分は、将来に渡り道路用地として確保・保全される必要がある。

●業務核都市

これまでの業務機能等の適正な配置先としての役割を果たすとともに、「自立性の高い地域の中心としての、各都市の既存集積、立地、交通条件、自然環境等の特徴をいかした個性的で魅力ある都市」、「首都圏の分散型ネットワーク構造を構成するための広域的な連携・交流の拠点」を目指して整備を推進される都市。

●近隣公園

主として、近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1ヶ所を誘致距離500mの範囲内で、1ヶ所当たり面積2haを標準として配置。

●景観計画

景観法の規定に基づき、景観行政団体（地方自治法上の指定都市、中核市、又は都道府県等）が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画。

●景観協定

景観計画区域内の一団の土地の土地所有者等が、その全員の合意により、建築物の形態意匠に関する基準等を定め、お互いに守っていく景観法に基づく協定。

●景観重要建造物

景観法の制度で、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）として指定された建造物。

●景観地区

都市計画区域又は準都市計画区域内において市街地の良好な景観の形成を図るために、都市計画に定める地区。

●景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観地区等における良好な景観の形成のための規制。景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。

●建築基準法

建築物の個々の安全性や居住性を一定レベル以上に保つことを目的とするとともに、健全な都市づくりに欠かせない建築物の秩序について示した法律。

●建築協定

住宅地としての環境や商店街の利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態等に対し、法の規定より厳しい基準を住民が自発的に定め、お互いに守っていく建築基準法に基づく協定。

●広域避難場所

大規模な地震発生時に市街地大火から避難者を安全に収容できるよう確保する避難場所。避難路と直結させるとともに避難者1人あたり2m²以上で有効避難面積が確保できるよう、また避難圏域内の各地点から概ね2km以内に配置されるよう計画することとしている。

●高度地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域内において市街地の環境の維持又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。

●合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。

●国土利用計画法（市町村計画）

土地の投機的な取引及び地価の高騰が国民生活に対して及ぼす弊害を除去するとともに、乱開発の未然防止と遊休土地の有効利用の促進を通じて総合的かつ計画的な国土利用を図ることを目的として昭和49年に制定。

●コミュニティ道路

歩行者などが安全、かつ快適に通行できるよう、車道を蛇行させたり、歩道を広げ、植栽やベンチ・くず入れ等の施設を設けたりした道路。

【さ】

●里山

都市と自然の間にあって人が利用してきた森林。手つかずの自然を徐々に人が利用しやすい形に変えていった自然。

●市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

●市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

●地震防災対策強化地域

大規模地震対策特別措置法に基づき指定される地域で、大規模な地震によって著しい被害を受けるおそれがあり、地震防火対策を強化する必要がある地域。

●施設緑地

緑地の分類であり、都市施設として積極的に整備を図ろうとする意図のある土地で整備されることにより公共オープンスペースとなるもの。都市公園法に基づく「都市公園」と「都市公園以外」の施設緑地により構成される。

●自然環境保全地域

神奈川県の自然環境保全条例第2条の規定により、知事が、森林、草原、河川、湖沼、海岸若しくは海面の区域又は自然環境がこれらに類する区域で、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものとして指定する地域。

●指定避難場所

防災資機材庫を設置し、避難生活を営む避難者の支援のため資機材を備蓄している場所。

●自動車専用道路

道路法に基づき自動車のみの用に供するための、道路管理者が指定する道路。

●重点供給地域

「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に基づき、県が住宅・住宅地供給計画の中で定めた住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域。

●主要幹線道路

都市間や通過交通等の交通を分担し、都市内の下位の道路への不要交通の進入を軽減し、かつ自都市と他都市を効果的に連絡する道路で、高水準の規格を備えた高い交通容量を有する道路。

●準防火地域

都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防除するため定める地域。

●準用河川

一級河川、二級河川以外の河川で町長が指定した河川。

●推進地区

大磯町まちづくり条例に基づく地区で、まちづくり基本計画や地区まちづくり協定に位置づけられた一定の地区で、町が整備の必要があると認めるときに指定する地区。

●スプロール化

sprawl 市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

【た】

●宅地造成工事規制区域

宅地造成規制法に基づき、宅地造成に伴い発生する崖くずれや土砂の流出による災害が発生するおそれの著しい市街地又は市街地となるとする区域で、都道府県知事が指定した区域。

●地域森林計画対象民有林

森林資源に関する基本計画及び重要な材産物需給の長期見通しに即して国が定める「全国森林計画」に即し、知事が5年毎に10年を1期とする民有林の区域の森林整備の目標等を定めた「地域森林計画」の対象となる民有林という。

●地区計画

建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画。

●地区まちづくり協議会

大磯町まちづくり条例第10条に規定される、住みよいまちづくりを図ることを目的とする団体。道路、鉄道、河川等により区分されており、かつ、規則で定める一団の面積がある区域内に住所を有する者及び土地又は建築物の所有者その他規則で定める利害関係者で構成する。

●地区まちづくり協定

大磯町まちづくり条例第11条に規定される協定。一定の要件を満たした地区まちづくり計画について、町長と地区まちづくり協議会とで締結する。

●地区まちづくり計画

大磯町まちづくり条例第11条に基づき設置された地区まちづくり協議会が、地区のまちづくりの目標、まちづくりの方針に関する事項を定める計画。

●地区まちづくり事業

大磯町まちづくり条例第16条に規定される事業。推進地区整備計画を実現するため町が行う。

●特別用途地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るために当該用途地域の指定を補完して定める地区。

●特別緑地保全地区

都市計画区域内において、無秩序な開発や公害・災害の防止として適切なもの、寺社や遺跡などが一体となって伝統的文化的意義を有するもの、風致景観に優れており健全な生活環境を確保するために必要な緑地などを指定するもの。

●都市基幹公園

都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園で、町民全体を対象としたもの。総合公園と運動公園から構成。

●都市計画基礎調査

都市計画法に規定される、都市計画に関する基礎調査。おおむね5年ごとに、都市計画区域における人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査する。

●都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受ける区域で、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。

●都市計画の提案制度

都市計画法に基づく制度。土地所有者等が一定の条件を満たした場合に、町が定める都市計画について県や町に提案することができる制度。

●都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

●都市緑地

都市の自然的環境の保全・改善及び都市景観の向上の用に供するために設けられる緑地。

●都市緑地法

都市公園法等の自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする法律。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定める。

【な】

●二級河川

一級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係がある河川で、知事が指定した河川。

●農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律で規定される地域で、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域について、県知事が指定する地域。

市町村が10年間を見通して、農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）を定めた農用地利用計画のほか、農業生産基盤、農業近代化施設の整備等の計画からなる長期計画である。

●農用地区域

農業振興地域内に設定された区域で、農業に利用すべき土地として市町村が策定する農業振興地域整備計画で定める区域。

【は】

●バリアフリー

障害者や高齢者なども利用しやすいように、道路の段差解消や施設へのスロープ、エスカレーター、エレベーター等の設置などにより、障壁（バリア）を取り除くこと。また、これらのハード面だけでなく、社会制度や精神面などにおいてもバリアを取り除くことが必要である。

●ビオトープネットワーク

生物の移動を確保するため、ビオトープ（生物の多様な生息空間）を道路空間や公園、河川等の空間を利用してネットワーク化すること。

●風致公園

主に風致の享受の用に資することを目的に、良好な水辺地、樹林地の自然環境が残されている土地や、歴史的に意義深い土地等を一体として取り込んだ都市公園。

●風致地区

都市計画に定められる地域地区の一つで、自然景勝地や公園、歴史的遺産、緑豊かな住宅地など、都市の風致（自然の趣、味わい）を維持するため指定される地区。

●プロムナード

promenade 歩行者用の公共空間で散歩、回遊することができる空間。遊歩廊ともいう。展示などのため建物の中にもうけられた廊下のことをいうこともある。

●保安林

森林法に基づき水源のかん養、土砂の流出及び崩壊の防備、飛砂の防備、魚つき、公衆の保健、風致の保存等の目的を達成するために指定する区域。

●ポテンシャル

potential 潜在的、潜在的力

【ま】

●まちづくり交付金

国が、市町村の策定する都市再生整備計画に対して総合的に支援することを目的として支出す交付金。

【や】

●谷戸

丘陵地の谷あいの低地のこと。三方を高さ数十メートルの丘陵に囲まれた小川の源流域で、幅は高々数百メートル程度、奥行はせいぜい数キロである。関東地方、特に多摩丘陵地区（東京都多摩地方、神奈川県東部）の地名に〇〇谷戸というように用いられることが多い。

●用途地域

都市機能の維持増進、良好な都市環境の形成等の観点から計画的、合理的に区分し、建築物の用途、建ぺい率、容積率や高さ等の形態に制限を行う制度。

●ユニバーサルデザイン

すべての人のデザインという意味で、障害者や高齢者、外国人、男女などの違いを超えて、すべての人に暮らしやすいまちづくり、ものづくり、環境づくりを行っていこうとする考え方。バリアフリー（障壁を取り除く）だけではなく、はじめから利用しやすいものを作っていくとするもの。

【ら】

●緑地協定

都市緑地法に基づき一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者などが市街地の良好な環境を確保するために結ぶ、緑地の保全又は緑化に関する協定。

●緑化地域

用途地域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について、都市計画に定める地域。

●臨港地区

港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能する陸域として指定する地区。都市計画法に基づくものと港湾法に基づくものとがある。

【わ】

●ワークショップ

地域住民が体験・討議しながらまちづくりの提案をまとめる作業をする集会。

2 策定経過

2-1 全体の策定経過

		経 過
平成14年度		
5月	第1回大磯町まちづくり審議会	
8月	第57回大磯町都市計画審議会	
10月	第1回大磯町まちづくり基本計画策定委員会	
11月	第2回大磯町まちづくり審議会	
	第58回大磯町都市計画審議会	
平成15年度		
4月	第3回大磯町まちづくり審議会	
5月	第59回大磯町都市計画審議会	
8月	全体構想ワークショップ（～9月）	
10月	第1回大磯町まちづくり基本計画策定委員会作業部会	
	第2回大磯町まちづくり基本計画策定委員会作業部会	
11月	第2回大磯町まちづくり基本計画策定委員会	
	庁議「全体構想素案（案）」について	
12月	第60回大磯町都市計画審議会	
	第4回大磯町まちづくり審議会	
3月	第5回大磯町まちづくり審議会	
	庁議「全体構想素案」について	
	庁議「全体構想素案」をまとめる	
平成16年度		
4月	建設経済常任委員会協議会	
	「全体構想素案」についての意見募集（～5月）	
5月	「全体構想素案」についての住民説明会	
	第1回大磯町まちづくり審議会まちづくり基本計画策定検討部会	
6月	地域別構想ワークショップ（～8月）	
7月	第3回大磯町まちづくり基本計画策定委員会作業部会	
	第2回大磯町まちづくり審議会まちづくり基本計画策定検討部会	
8月	第4回大磯町まちづくり基本計画策定委員会作業部会	
9月	第3回大磯町まちづくり審議会まちづくり基本計画策定検討部会	
	第3回大磯町まちづくり基本計画策定委員会	

	経 過
10月	第6回大磯町まちづくり審議会 第6・2回大磯町都市計画審議会 第4回大磯町まちづくり審議会まちづくり基本計画策定検討部会
11月	第4回大磯町まちづくり基本計画策定委員会 第5回大磯町まちづくり審議会まちづくり基本計画策定検討部会
12月	庁議「全体構想原案、地域別構想素案」をまとめる
1月	第6・3回大磯町都市計画審議会 第7回大磯町まちづくり審議会
2月	全体構想原案・地域別構想素案についての意見募集（～3月） 全体構想原案・地域別構想素案についての住民説明会
3月	第5回大磯町まちづくり基本計画策定委員会 第6回大磯町まちづくり審議会まちづくり基本計画策定検討部会
平成17年度	
5月	庁議「地域別構想原案」をまとめる 第8回大磯町まちづくり審議会
7月	地域別構想原案についての意見募集 地域別構想原案についての住民説明会
8月	第6回大磯町まちづくり基本計画策定委員会 第7回大磯町まちづくり審議会まちづくり基本計画策定検討部会
10月	第7回大磯町まちづくり基本計画策定委員会 庁議「議案」について 建設経済常任委員会協議会 庁議「計画案（全体構想・地域別構想）」をまとめる 大磯町まちづくり審議会へ「基本計画」についての諮問 第9回大磯町まちづくり審議会「基本計画」についての答申
11月	建設経済常任委員会 庁議「計画案」について、「議案」について
12月	町議会本会議に議案「大磯町まちづくり基本計画（大磯町まちづくり条例第6条第3項に規定する事項）」を上程、委員会付託となる 建設経済常任委員会
1月	建設経済常任委員会
2月	建設経済常任委員会一部修正可決 町議会本会議で「大磯町まちづくり基本計画（大磯町まちづくり条例第6条第3項に規定する事項）」を一部修正可決
3月	大磯町都市計画審議会へ「基本計画」についての諮問 第6・4回大磯町都市計画審議会「基本計画」についての答申

2-2 大磯まちづくり基本計画／町民参加の経緯

●平成14年度

○町民アンケート

平成14年8月

○大磯町民フォーラム

平成15年2月23日（日）／場所：大磯町保健センター研修室

パネルディスカッション「まちづくりと10年後の将来像」

●平成15年度

○大磯町まちづくり基本計画全体構想ワークショップ

テーマ	日 時	内 容
■ 「大磯のまち中・集落・自然」 参加者／8名 アドバイザー／内海麻利先生	8月9日（土）午前	大磯のまち中・集落・自然とは？
	8月9日（土）午後	大磯のあるべき姿
	8月23日（土）午後	今後取り組むべきこと
■ 「快適な暮らし空間のあり方」 参加者／14名 アドバイザー／加藤仁美先生	8月23日（土）午前	大磯の暮らしやすさチェック
	8月30日（土）午前	暮らしやすくするために
	9月13日（土）午前	今後取り組むべきこと
■ 「大磯らしい風景」 参加者／11名 アドバイザー／志村直愛先生	8月17日（日）午後	大磯らしい風景とは
	8月24日（日）午前	大磯らしい風景の継承のために
	9月7日（日）午前	大磯らしい風景を守る手立て
■ 合同発表会	9月28日（日）午前	各テーマの検討結果の発表



ワークショップの様子



合同発表会

●平成16年度

○大磯町まちづくり基本計画地域別構想ワークショップ

大磯地域 参加者／12名	小磯地域 参加者／8名	国府南地域 参加者／12名	国府北地域 参加者／10名	検討項目
6月26日 (土) 午後	6月26日 (土) 午前	6月18日 (金) 午前	6月18日 (金) 午後	・地域らしさ ・重点課題
7月8日 (木) 午後	7月8日 (木) 午前	7月3日 (土) 午前	7月3日 (土) 午後	・地域のまちづくりのテーマ ・重点課題への取り組み
7月25日 (日) 午後	7月25日 (日) 午前	7月18日 (日) 午前	7月18日 (日) 午後	・地域別構想のまちづくりの テーマ・方針案 ・重点的取り組み
全体発表会 8月22日（日）午前			・各地域の検討結果の発表	

○パブリックコメント

- ・全体構想について 意見書／延べ1通

平成16年4月30日（金）～5月28日（金）

- ・全体構想原案・地域別構想素案について 意見書／延べ11通

平成17年2月 1日（火）～3月 1日（火）

○住民説明会

- ・全体構想について 6回開催 参加者／延べ7人

平成16年5月13日（木）・14日（金）・15日（土）：大磯地域

平成16年5月16日（日）・17日（月）・18日（火）：国府地域

- ・全体構想原案・地域別構想素案について 4回開催 参加者／延べ17人

平成17年2月12日（土）：大磯地域

13日（日）：国府地域

●平成17年度

○パブリックコメント

- ・地域別構想原案について 意見書／延べ20通

平成17年7月1日（金）～29日（金）

○住民説明会

- ・地域別構想原案について 4回開催 参加者／延べ16人

平成17年7月23日（土）：大磯地域

平成17年7月24日（日）：国府地域

3

都市計画審議会・まちづくり審議会名簿

3-1 大磯町都市計画審議会名簿

平成18年3月現在

区分	氏名	役職等
1	小林 重敬	横浜国立大学大学院教授
2	島田 正文	日本大学短期大学部教授
3	野澤 康	工学院大学工学部教授
4	簗島 敏明	元神奈川県園芸試験場長
5	土橋 秀雄	総務企画常任委員会委員長
6	吉川 重雄	建設経済常任委員会委員長
7	五味 門視	神奈川県大磯警察署長
8	内藤 有二	神奈川県平塚土木事務所長
9	二梃木 治雄	大磯町農業委員会会长
10	井上 浩吉	大磯町商工会会長
11	関野 好一	大磯町区長連絡協議会会長
12	大倉 祥子	建築士
13	塩谷 廣範	大磯町災害救護赤十字奉仕団委員長

敬称省略

前（元）委員

区分	氏名	役職等
町議会の議員	坂田 よう子	総務企画常任委員会委員長、建設経済常任委員会委員長
	百瀬 恵美子	建設経済常任委員会委員長
	吉川 修一郎	総務企画常任委員会委員長
関係行政機関の職員	中山 繁夫	神奈川県大磯警察署長
	森田 洋一	神奈川県大磯警察署長
	加藤 国夫	神奈川県平塚土木事務所長
	田上 孝明	神奈川県平塚土木事務所長
その他町長が必要と認める者	木村 實	大磯町区長連絡協議会会长
	後藤 武史	ビジネスコンサルタント
	児玉 さだ子	グループボランティア連絡会副会長
	二宮 寛	大磯町農業委員会会长
	森田 富由	大磯町民生委員児童委員
	渡邊 武美	大磯町区長連絡協議会会长

敬称省略

3-2 大磯町まちづくり審議会名簿

平成18年3月現在

区分	氏名	役職等
1	法律、 都市 学識 計画、 経験 を有する 者 環境等に 関し	安達 和志 神奈川大学法学部教授
2		桑原 勇進 東海大学法学部教授
3		柳沢 厚 (株)C一まち計画室代表
4		加藤 仁美 東海大学工学部教授
5		内海 麻利 駒澤大学法学部助教授
6		鈴木 伸治 関東学院大学工学部助教授
7		志村 直愛 京都造形芸術大学非常勤講師
8		大野 啓一 横浜国立大学大学院環境情報研究院教授
9		中井 里史 横浜国立大学大学院環境情報研究院教授
10	町民	土方 重治 大磯町区長連絡協議会会計
11		重田 照夫 大磯町商工会副会長
12		田城 富士生 湘南農業協同組合大磯支所長
13		中野 工 まちづくり団体代表者
14		外川 敏子 公募
15		石田 信弘 公募

敬称省略

前（元）委員

区分	氏名	役職等
法律、都市計画、建築、環境等に 関し学識経験を 有する者	秋本 福雄	東海大学工学部教授
	北沢 猛	東京大学大学院工学系研究科助教授
	鈴木 繁次	弁護士
町議会の議員	坂田 よう子	総務企画常任委員会委員長、建設経済常任委員会委員長
	柴山 賢一	福祉文教常任委員会委員長
	田端 裕	福祉文教常任委員会委員長
	百瀬 恵美子	建設経済常任委員会委員長
	吉川 修一郎	総務企画常任委員会委員長
町民	新宅 文雄	大磯町商工会副会長
	木村 實	大磯町区長連絡協議会会長
	渡邊 武美	大磯町区長連絡協議会会長
	関野 好一	大磯町区長連絡協議会副会長
	大野 文雄	湘南農業協同組合大磯支所長
	武田 久美子	まちづくり団体代表者
	古戸 義雄	まちづくり団体代表者
	大倉 祥子	公募
	藤田 和雄	公募

敬称省略